

四半期報告書

(第68期第1四半期)

自 2019年4月1日
至 2019年6月30日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	5

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

卷末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【四半期会計期間】	第68期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当第1四半期連結会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第1四半期連結 累計期間	第68期 第1四半期連結 累計期間	第67期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (百万円)	15,437	15,558	63,013
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△72	131	△153
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△43	36	219
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△838	△896	△1,522
純資産額 (百万円)	39,842	37,887	38,976
総資産額 (百万円)	85,409	83,761	83,884
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△4.66	3.90	23.56
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	—	—	23.56
自己資本比率 (%)	45.4	44.1	45.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第67期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。
4. 第68期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社10社から構成しており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1)当期の経営成績の概況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、内需の下支え、労働需給ひつ迫の継続に加えて、米中の貿易摩擦の激化やIT関連需要の停滞といった海外要因等で、企業収益低下の兆しが表れるなど不透明な状況が続いています。

住宅業界においては、これまで住宅投資を下支えしてきた住宅ローンの低金利が依然として続いていると予想される中、当社グループの主力販売部門である持家や分譲戸建住宅の新設住宅着工戸数は前年同期に比べ増加しました。加えて2019年10月に予定されている消費税増税はあるものの、政府の様々な施策により過去のような大きな駆け込み需要や増税後の反動減は小さいと予想されます。中長期的には人口減、世帯数減に伴い新築戸建市場は縮小傾向となりますですが、リフォーム市場や非住宅・商環境市場は拡大していくものと考えています。

当社グループは、「人が集う空間へ、木の価値の創造」をテーマとし、これまで培ってきたDNAを土台として、独創的な市場の創造や無垢材を使った付加価値の高い新商品の開発等により品揃えを充実させるとともに、それら新商品の浸透に重点を置き、従来の住宅向け商品に加えて、LVL基材を用いた非住宅施設の普及、商環境市場向けの商品の販売に力を入れ、更にグローバルな成長を目指していきます。

国内事業の具体的な施策としましては、「第三の創業」経営目標実現に向けて、営業本部の2019年度テーマを「新たな手法・体制・仕組みで、新市場・成長市場の開拓」とし、①オールウッドワンの営業体制での新築、リフォーム、非住宅市場の売上拡大、②無垢商品、省施工商品、住宅パック「ワンズキューボ」などの付加価値商品の販売拡大、③お施主様との接点になるビルダー様の営業・設計・コーディネーターとの連携強化、④機能強化したさまざまな営業支援ツールの採用による営業効率の更なる向上を推進しています。

競争力のある良質なラジアータパインの原木の有効活用という目的に向けて、グループ一丸となり、加工・流通・販売体制の再構築を行い、高付加価値商品の拡販に努めました。また、成長著しいアジア市場など海外向けの売上増大等にも取り組んでいます。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、15,558百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は171百万円（前年同期比222.7%増）、経常利益は131百万円（前年同期は経常損失72百万円）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は36百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失43百万円）となりました。

なお、2017年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」への取組み及び対象商品について、当社ウェブサイトにおいて公開しました（2019年6月）。当社グループは適正な林業、適正な森林経営をすることで森林資源を保全しながら、森林面積を減らすことなく、一定の周期で毎年一定量の木材を永続的に収穫できる状態に保つ理念のもと、常に正しい林業のあり方を実践しています。その取り組みの一つとして、これまでニュージーランドの連結子会社であるJuken New Zealand Ltd.では、経営する全ての森林で、FSC（森林管理協議会）の森林管理認証（FM認証）と国内外の木質建材関連工場でCoC認証（加工・流通過程の管理認証）を併せて取得しています。また、2018年7月18日付で当社はクリーンウッド法が定める「登録木材関連事業者」にも登録しています。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

①住宅建材設備事業

住宅建材では、木質建材、造作材において木材の特性を活かした商品や省施工商品など、高付加価値商品の拡販に努めました。特に無垢ピノアース商品の7品目（床材・ドア・キッチン・洗面・収納・デザインウォール・階段）を中心、「健康空間としてのアピール」、「インテリアスタイル提案」、「暮らし方提案」をセールスポイントとして販売しました。また、「ジャストカット階段」、「丸棒手すりジャストカット」、「押入れECOサイズ」、「天井野縁システム」、「小壁システム」等の建設現場の施工スピード向上と仕上がりの均一化につながる当社独自の省施工商品の拡販にも努めました。当連結会計年度より新たに東京、大阪支店に「第2営業グループ」を立ち上げ、主要都市に「リフォームセールス」担当者を任命するなどして住設・収納商品の更なる拡販、リフォーム領域の強化を行いました。

当社独自のFSCの森林認証材であるLVLの構造材から木質内装材を使用した高性能+デザイン+住まい方、愛着を育む本物の木の家を実現した「ワンズキューボ」は、独自の施工プロセスで工期短縮を実現し、将来においてもライフステージの変化に合わせて容易な間取りの変更を可能にしました。

非住宅の分野では、FSCの森林認証材であるLVLの構造材と2スリット型の接合金物を組み合わせたJWOOD工法を使用し、中大規模木造建築の普及に力を入れ、福祉施設や保育園など設計段階から参画して拡販に努めました。

住宅設備機器では、無垢材を扉に採用した無垢の木のキッチン「スイージー」や黒の鉄製のフレームと無垢の木の棚板を組み合わせたシンプルでスタイリッシュな新発想のキッチン「フレームキッチン」の拡販に努めました。

これらの販促活動により住宅建材設備事業は、前年同期と比べ売上高は増加したものの輸入材料単価の高騰等がマイナス要因となりましたが、昨年度に実施した海外の事業再編等の効果もあり、最終利益は増加しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における住宅建材設備事業は、売上高が15,256百万円（前年同期比0.7%増）、営業利益が110百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。

②発電事業

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備が安定的に稼働し、電気事業者に売電を行っています。木質バイオマス発電は、森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」を燃料としており、加えてフィリピン子会社の端材等を燃料用に加工して輸入するなど安定的に燃料の調達ができます。

この結果、当第1四半期連結累計期間における発電事業は、売上高が313百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益が60百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

(2) 当期の財政状態の概況

当第1四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ資産が122百万円減少、負債が965百万円増加、純資産が1,088百万円減少しました。資産の減少122百万円の内、流動資産485百万円の減少は、主に現金及び預金が1,571百万円増加、受取手形及び売掛金が191百万円増加、たな卸資産が268百万円増加したものの、前連結会計年度末のその他(流動資産)に含まれていた2019年3月に住建(上海)有限公司の持分を譲渡した債権が2019年4月に全額入金されたこともあり、その他(流動資産)が2,517百万円減少したことによるものです。また、固定資産362百万円の増加は、主に前連結会計年度に比べ為替の影響によりニュージーランドの連結子会社の固定資産が減少したものの、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用したことなどにより、その他(有形固定資産)が1,588百万円増加したことによるものです。負債の増加は、主に支払手形及び買掛金が128百万円減少、社債及び借入金の有利子負債が580百万円減少したものの、IFRS第16号を適用したことなどによりその他(流動負債)が264百万円及びその他(固定負債)が1,440百万円増加したことによるものです。純資産の減少は、主に利益剰余金が157百万円減少、為替換算調整勘定が802百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これから厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(I)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(II)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(III)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・非住宅・商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(IV)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(V)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(VI)認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役（内社外監査役2名）により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、2019年6月30日現在10名の取締役（内社外取締役2名）で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

当社は、2007年3月期より西日本監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては隨時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ)リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために2017年6月28日開催の株主総会におきまして、第六回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」）について承認を得て導入しています。

事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のウェブサイトのIR情報に掲載しています。

- ・2017年5月25日付「第六回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」

https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2017/05/20170525_baishuboueisaku.pdf

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、63百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	39,367,876
計	39,367,876

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2019年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,841,969	9,841,969	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,841,969	9,841,969	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	9,841,969	—	7,324	—	7,815

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 510,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,294,600	92,946	同上
単元未満株式	普通株式 36,969	—	—
発行済株式総数	9,841,969	—	—
総株主の議決権	—	92,946	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれています。

②【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	510,400	—	510,400	5.19
計	—	510,400	—	510,400	5.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	3,568	5,139
受取手形及び売掛金	8,035	8,227
商品及び製品	4,625	4,192
仕掛品	1,768	1,898
原材料及び貯蔵品	6,309	6,880
その他	3,229	712
貸倒引当金	△20	△19
流动資産合計	27,516	27,031
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,187	6,930
機械装置及び運搬具（純額）	4,905	4,900
土地	13,516	13,471
立木	16,302	15,655
その他（純額）	2,334	3,923
有形固定資産合計	44,247	44,881
無形固定資産		
	581	574
投資その他の資産	※1 11,538	※1 11,273
固定資産合計	56,368	56,730
資産合計	83,884	83,761
負債の部		
流动負債		
支払手形及び買掛金	3,820	3,691
電子記録債務	2,525	2,496
短期借入金	※3 17,625	※3 17,075
未払法人税等	262	139
引当金	329	581
その他	2,641	2,906
流动負債合計	27,205	26,891
固定負債		
社債	3,300	3,300
長期借入金	※3 11,435	※3 11,404
繰延税金負債	1,152	1,022
引当金	362	369
退職給付に係る負債	1,034	1,029
その他	416	1,856
固定負債合計	17,702	18,982
負債合計	44,908	45,874

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,519	7,519
利益剰余金	21,577	21,420
自己株式	△2,120	△2,120
株主資本合計	34,301	34,143
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	637	559
為替換算調整勘定	3,135	2,333
退職給付に係る調整累計額	△124	△120
その他の包括利益累計額合計	3,648	2,772
新株予約権	160	162
非支配株主持分	866	808
純資産合計	38,976	37,887
負債純資産合計	83,884	83,761

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	15,437	15,558
売上原価	11,003	11,011
売上総利益	4,433	4,546
販売費及び一般管理費	4,380	4,374
営業利益	53	171
営業外収益		
受取利息	1	11
受取配当金	41	33
受取賃貸料	35	46
為替差益	—	6
その他	26	61
営業外収益合計	106	159
営業外費用		
支払利息	92	83
売上割引	108	103
為替差損	15	—
その他	15	12
営業外費用合計	231	199
経常利益又は経常損失(△)	△72	131
特別利益		
固定資産売却益	6	1
投資有価証券売却益	—	51
その他	—	0
特別利益合計	6	52
特別損失		
固定資産売却損	1	0
災害による損失	0	—
投資有価証券売却損	—	98
その他	2	11
特別損失合計	4	109
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△70	74
法人税、住民税及び事業税	97	111
法人税等調整額	△112	△66
法人税等合計	△14	45
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△55	28
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△12	△7
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△43	36

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△55	28
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△92	△78
為替換算調整勘定	△697	△851
退職給付に係る調整額	7	4
その他の包括利益合計	△782	△925
四半期包括利益	△838	△896
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△770	△839
非支配株主に係る四半期包括利益	△67	△56

【注記事項】

(会計方針の変更)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しています。これにより、リースの借り手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の有形固定資産の「その他」が1,552百万円増加し、流動負債の「その他」が131百万円および固定負債の「その他」が1,448百万円増加しています。当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
投資その他の資産	82百万円	82百万円
2 受取手形割引高		
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
受取手形割引高	427百万円	436百万円

※3 財務制限条項

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)	
2018年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2019年3月31日現在借入金残高は2,000百万円）において財務制限条項が付されています。	2018年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2019年6月30日現在借入金残高は2,000百万円）において財務制限条項が付されています。	2018年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2019年6月30日現在借入金残高は2,000百万円）において財務制限条項が付されています。	
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。	
コミットメントライン		コミットメントライン	
契約総額	5,000百万円	契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000	借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000	借入未実行残高	3,000
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	
① 純資産維持	① 純資産維持	① 純資産維持	
2019年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2018年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	2019年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2018年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	2019年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2018年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持	② 営業利益の維持	
2019年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	2019年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	2019年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	
2016年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,400百万円、2019年3月31日現在借入金残高4,650百万円）において財務制限条項が付されています。	2016年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,400百万円、2019年6月30日現在借入金残高4,575百万円）において財務制限条項が付されています。	2016年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,400百万円、2019年6月30日現在借入金残高4,575百万円）において財務制限条項が付されています。	
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。	
タームローン		タームローン	
契約総額	5,400百万円	契約総額	5,400百万円
借入実行総額	5,400	借入実行総額	5,400
借入未実行残高	—	借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
① 純資産維持	① 純資産維持
2017年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2016年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	2017年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2016年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
2017年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	2017年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
2016年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,900百万円、2019年3月31日現在借入金残高4,400百万円）において財務制限条項が付されています。	2016年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,900百万円、2019年6月30日現在借入金残高4,250百万円）において財務制限条項が付されています。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	5,900百万円
借入実行総額	5,900
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。
① 純資産維持	① 純資産維持
2017年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2016年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	2017年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2016年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
2017年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	2017年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2019年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。	2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2019年6月30日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	これらの契約に基づく当第1四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
① 純資産維持 各年度の決算期の末において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2018年3月期末）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。	① 純資産維持 各年度の決算期の末において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2019年3月期末）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
② 営業利益の維持 2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。	② 営業利益の維持 2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	606百万円	613百万円
のれん償却額	22百万円	一百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	174	18.75	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	174	18.75	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)					
	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
売上高					
外部顧客への売上高	15,144	292	15,437	—	15,437
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	0	0	△0	—
計	15,144	292	15,437	△0	15,437
セグメント利益又は損失(△)	△8	62	53	—	53

(注) セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日至 2019年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)
四半期連結
損益計算書
計上額
(注)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額	
売上高					
外部顧客への売上高	15,245	313	15,558	—	15,558
セグメント間の内部売上高又は 振替高	11	0	11	△11	—
計	15,256	313	15,569	△11	15,558
セグメント利益	110	60	171	—	171

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△)	△4円66銭	3円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△43	36
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損 失 (△) (百万円)	△43	36
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,332,051	9,331,573
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	—	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	16,188	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があつたもの の概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1
株当たり四半期純損失であるため記載していません。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四
半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月7日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗 栖 正 紀
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 蔦 俊 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。